

平成27年9月／28年4月入学

慶應義塾大学大学院入学試験問題

法務研究科

法律科目試験（論述式Ⅰ）

- 注 意
1. 指示があるまで開かないこと。
 2. この問題冊子は8頁ある。試験開始後ただちに落丁、乱丁等の有無を確認し、異常がある場合にはただちに監督者に申し出ること。
 3. 受験番号（2箇所）と氏名は、解答用紙（表）上のそれぞれ指定された箇所に必ず記入すること。
 4. 解答用紙の※を記した空欄内には何も書いてはいけない。
 5. 解答は科目ごとに指定された解答用紙に書くこと。誤った解答用紙に解答した場合でも、解答用紙の交換や再交付には応じない。
 6. 答案は横書きとし、解答用紙（表）の左上から、順次、実線内に一行ずつ書き進めること。
 7. 答案は、黒インクの万年筆またはボールペンで書くこと。
 8. この問題冊子の3、5、8頁は白紙である。下書きの必要があれば、この部分を利用し、解答用紙を下書きに用いてはならない。
 9. 注意に従わずに書かれた答案、乱雑に書かれた答案、解答者の特定が可能な答案はこれを無効とすることがある。

憲 法

〔問 題〕

【事例】

20××年，理系の単科大学である A 県立大学は，教授会のワーキング・グループで数次にわたって議論を重ねた結果，① 女性入学者の増加と，② 母子世帯の子どもの入学者の増加を実現させる入試改革が必要である，との合意に至った。

そしてそのための具体的な方法として，入学定員のうち一定数を女性に割り当てる（パターン1），入学定員のうち一定数を母子世帯の子に割り当てる（パターン2），面接試験において女性であることを加点事由とする（パターン3），面接試験において母子世帯の子であることを加点事由とする（パターン4）という，合計4通りのパターンを検討している。

【設問】

次の資料を参考にしながら，上記の各入試制度が導入された場合に生じると考えられる憲法上の問題点について，あなた自身の考えを論じなさい。

【資料】 A 県立大学ワーキング・グループ報告書（抄）

・入試改革検討の背景

当該入試改革が検討されたのは，① については，直近10年間における女性の理系分野の大学進学率が，男性の進学率と比べて20%近く低いという状況にあり，A 県立大学でも入学者全体に占める女性の割合が1～2割程度で推移していたこと，② については，直近10年間における母子世帯の子どもの大学進学率が，全世帯の大学進学率と比較して30%近く低いという状況にあったという事情が大きい。

……そのような状況をもたらしている要因は何か。① については，全国的に見ればいまだ女性への差別が残っていることは否定できない。……A 県立大学の場合，女性在学生へのアンケート調査から，「男性中心的な雰囲気がある」，「女性への配慮が見られない」といった回答が見られたが，そこから，女性入学者を増加させることで，学内の多様性を確保することの必要性を指摘できる。

② については，大学進学費用の問題，さらには大学入試の準備のための教育にかけることのできる費用に差があり公平な競争となっていないこと，などが指摘されている。そうした状況の改善には，第一義的には奨学金制度の拡充が求められるが，それだけでは不十分であり，大学として，積極的にそうした境遇にある学生を入学させる措置も必要である。……〔以下略〕

民法

〔問題〕

以下の事例を読んで、下記の問いに答えなさい。なお、現在を平成27年〔2015年〕8月29日として考えなさい。

【事例】

Aは土地 α （面積150㎡）を所有していたが、昭和60年〔1985年〕6月30日、これを駐車場として利用するために舗装し、縁石を設置した。土地 α はBが所有する土地 β （面積200㎡）の北側にあってこれと隣接していたが、元々両土地の境界は明確ではなく、Aは、土地 β に20㎡越境し、その部分（以下、「本件越境部分」という。）を含めて土地 α に舗装工事を施した。

平成7年〔1995年〕8月20日、Aは土地 α をCに賃貸した。AC間の賃貸借契約は建物所有を目的とするものであり、期間は30年、賃料は毎月10万円をAの銀行口座に振り込むことが合意された。同日、Aは土地 α を本件越境部分とともにCに引き渡した。CはD工務店と建築請負契約を締結し、建物（以下、「本件建物」という。）の建設を開始した。本件建物は平成8年〔1996年〕3月11日に完成し、CはDから引渡しを受けて利用を開始した。本件建物はCの所有名義で登記されたが、その所在地番として土地 α の表示がされている。Cは現在に至るまで土地 α の賃料をAに支払い続けている。

平成17年〔2005年〕8月15日、Bは土地 β をEに売却し、同月22日に代金全額の支払を受け、同日付で所有権移転登記が行われた。Eは土地 β の南側に隣接する土地 γ を先代から相続して所有している。土地 β の境界等をめぐってA・B・C間でとくに問題が起きたことはなく、Eも売買契約時にBからそのように説明を受けた。

平成27年〔2015年〕8月20日、Eが建物を建築するために土地 β を測量したところ、本件建物の一部が土地 β に越境して建築されていることが判明した。そこで、同月25日、EはCに対して本件越境部分の明渡しを求めた。

【問い】

Eの請求は認められるか。Cが主張すると考えられる反論にも言及して、論じなさい。

刑 法

〔問 題〕

以下の事例における甲、乙及び丙の罪責について論じなさい（特別法違反の点は除く）。

「××教団」と称する健康セミナーを主宰する甲は、「病気になっても、私が『気』を注入した『神水』を飲んで養生すれば必ず治る」などと喧伝して、信奉者を集めていた。

平成27年8月1日、甲は、「××教団」の信奉者であるAから、「老親VがH病院に入院したのですが、甲先生の力でもっと早く治してもらえませんか」という相談を受けた。甲は、Vが罹患している重篤な疾病の患者を診たことはなかったが、しばらく安静にさせれば大丈夫だろうと考え、「すぐに連れてきなさい」と指示した。同月2日正午ころ、Aは、点滴チューブを外すなどしてVをH病院から連れ出し、甲宅に運び込んだ。

Vの疾病は、快復のためには、点滴による投薬治療を継続する必要があるもので、当時の病状は、点滴治療を中断して①24時間が経過すると、生命の具体的危険が生じ、②48時間が経過するまでは、点滴治療を再開すれば確実な快復が見込まれ、③48時間を超えて点滴治療を再開した場合、快復の見込みも一定程度あるが確実ではなく、しかも経過時間に応じて低下し、④60時間を超えると、もはや快復は不可能、というものであった。H病院は甲宅のすぐ近くにあり、Vが再入院すれば直ちに点滴治療を再開できる体制が整っていた。

8月2日午後、AからVの治療を委ねられた甲は、Vの様子を見て、安静にさせるだけで快復するか不安になった。しかし、面子を気にして、直ちに再入院の指示はせず、Aを帰した後、かつて看護師をしていた元妻乙を呼び出して診てもらうこととした。

8月3日午後、甲宅に到着した乙は、Vの容体を確認した上で、「すぐに再入院させないと死んでしまうわ」と忠告し、1時間ほど滞在した。その際、乙は、甲が短時間席を外している間に、「××教団」の会員とお布施の金額が一覧になった内部資料、及び、弱みにつけこんで多額の出損を迫る方法を記した幹部マニュアルを発見した。甲との離婚に際して十分な財産分与を得られなかったことに密かに不満を抱いていた乙は、上記内部資料とマニュアルを公開して「××教団」を挫折させることにより甲への恨みを晴らす目的で、それらを自分のかばんに入れ、持ち帰った。

乙が帰った後、甲は、Vを再び入院させるべきか、逡巡したが、8月3日の夕方には、「市販の薬を飲ませるなどして、できる限り、死なせないようにしよう。もしダメなら、H病院で有害な薬品を使用された

ことが原因ということにして、Aを言いくるめよう」と決意し、ドラッグストアで購入した薬をVに飲ませるなどした。

8月4日正午ころになっても、Vの容体は悪化の一途であった。そこで、同日夕方過ぎ、甲はVを車でA宅に運んだ。あいにくAは4日間にわたる出張中であつたため、Aの妻丙に対し、「病院で変な薬を使われたせいで『神水』が効かない。あとは君たちの責任でやりなさい。入院させれば、時間はかかっても、助かるかもしれない」と一方的に言い、Vを丙に委ねて立ち去った。

丙は、Vが入院するまでは、Aと共にVと同居し、介護をしてきた者であつた。しかし、内心、介護の負担にうんざりしていたため、このままVを死なせようと思い、何もせずに放置した。8月5日午前中、Vは、A宅で、上記疾病により衰弱死した。

